とよかわカフェ 運営規程

令和4年8月15日 制定

1 名称

「とよかわカフェー

2 目的

市内事業者の新しいファンづくりや販路開拓に繋げるとともに、公共施設の利用者増や新しい価値の創出に繋げるため、実証事業を行う。

3 主催者

豊川市産業環境部商工観光課

4 会場

豊川公園

5 企画・運営事業者(以下「運営者」という。)

市内事業者で事業目的達成のため、以下のいずれかの要件を満たす者

- ① マルシェなどの主催経験を有しており、自らにおいて商品の提供が可能な者。
- ② ①の要件を満たす者より推薦を受けた者。
- ③ 事業目的達成のため主催者が必要と認める者。

6 出店事業の企画

出店事業の企画について、実証事業の目的等を踏まえ運営者が企画することとし、事前に商工観光課の意見等を聴取することとする。また、対象販売物及び販売方法等は、以下のとおりとする。

- (1) 対象販売物
 - ① 運営者の店舗等にて実施している事業と関連するもの(物販またはサービス)。
 - ② 実証事業を検証するうえで選定した物品等。
 - ③ その他、主催者から販売の許可を得たもの。
- (2) 販売方法等
 - ① 許可されたスペース内での販売とする。
 - ② 会計は運営者が精算すること。(釣銭は用意すること。)

③ 出店についての会場使用料及び電気使用料は無料とする。

7 調査内容

実証事業における調査内容については、商工観光課で決定する。なお、運営者は、来店 者へのアンケート調査の配布等、調査に協力をする。

- ① 出店希望のニーズ調査(業種、場所、日時等)
- ② 公共施設の利活用(場所、日時、利用目的等)
- ③ 顧客の意識調査 (満足度、店舗のニーズ等)

8 その他

- ① この規程に定めるもののほか、必要な事項については、主催者と運営者が協議し決める。
- ② 運営者は、別紙注意事項の内容を遵守することとする。

別紙

注意事項

- ■運営者による企画運営で実施するため、全体の決まりごとはお守りください。周囲に迷惑となる行為、主催者の指示に従わない場合は、出店をとりやめていただくことがあります。
- ■販売品の価格については、適正な価格設定を心がけてください。また、販売する商品の値 札は必ずつけるようにしてください。
- ■販売物には、責任者等の氏名を明記してください。(明記できない場合は、名刺やチラシ等を準備してください。)販売物に関する一切の責任は主催者側では負いません。
- ■販売に必要な器材は運営者において準備してください。ただし、他の店舗が特定できるような買物袋などは使用しないでください(スーパーの名前の入った袋など)。
- ■自店で発生したゴミは、全て持ち帰りください。
- ■品質・衛生管理を滞りなく行い、運営者が持ち込みしたものに係るトラブルや、運営者と お客様との間のトラブル等については、すべて運営者の責任において処理してください。 そのため、販売時は十分な商品の説明を心がけてください。また、クレームやトラブル等 が発生した場合は、主催者へ報告してください。
- ■食品衛生法に基づく許可等、営業に必要な許認可等は、運営者で対応をお願いします。